

# 南伊勢町総合評価方式運用ガイドライン

制定 令和2年6月

改正 令和2年10月

南 伊 勢 町

## 目次

1	目的	1
2	総合評価方式を行う意義	1
3	建設工事における総合評価方式の分類	2
4	施工体制確認型総合評価方式の適用	2
5	総合評価方式の対象	2
5-1	対象工事	2
5-2	対象の適用に関する補足	2
6	落札者決定基準	3
6-1	総合評価の方法	3
6-2	総合評価方式の仕組み（除算方式）	4
6-3	総合評価方式の仕組み（加算方式）	6
6-4	各評価項目に関する評価基準等	8
6-5	標準案	11
6-6	評価項目などの設定に関する補足	12
6-7	総合評価方式に係る提案の取扱	12
7	実施手順	13
7-1	実施フロー	13
7-2	技術資料に関する審査方法	14
7-3	提案に関する通知等	14
8	総合評価における履行確保	14
8-1	履行確認	14
8-2	ペナルティの設定	15
9	入札公告又は指名通知に明示する事項	16
10	審査集計表の公表	16
11	評価結果の情報提供（建設工事）	16
12	知的財産としての技術提案等の取扱い	16
13	総合評価方式における試行	17
14	入札参加者の心得	17
15	様式集	18

## 1 目的

「南伊勢町総合評価方式運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）は、南伊勢町における総合評価方式の対象範囲や落札者決定基準等について基本事項を定め、総合評価方式の適切な運用を図ることを目的とする。

## 2 総合評価方式を行う意義

建設業は、防災・減災、老朽化対策、耐震化、インフラの維持管理などの担い手として、その果たすべき役割はますます増大している。一方、建設投資の急激な減少や競争の激化により、建設業の経営を取り巻く環境が悪化し、ダンピング受注などにより、建設企業の疲弊や下請企業へのしわ寄せを招き、結果として現場の技能労働者の高齢化や若年入職者の減少といった構造的な問題が生じている。こうした問題を看過すれば、中長期的には、建設工事の担い手が不足することが懸念される。これらの課題に対応し、現在及び将来にわたる建設工事の適正な施工及び品質の確保と、その担い手の確保を目的として、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成26年6月に施行された。

本法律では、「公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない」、「公共工事の品質は、施工技術の維持向上が図られ、並びにそれを有する者等が公共工事の品質確保の担い手として中長期的に育成され、及び確保されることにより、将来にわたり確保されなければならない」、「公共工事の品質は、公共工事の発注者の能力及び体制を考慮しつつ、工事の性格、地域の実情等に応じて多様な入札及び契約の方法の中から適切な方法が選択されることにより、確保されなければならない」と規定されている。

このことから、公共工事の品質を確保するための多様な入札及び契約の方法の一つとして、総合評価方式を行うものであり、以て、技術力と品格と感性のある企業※が、公共工事の品質確保をはじめとして、建設業が社会的に期待されている役割の担い手として確保される一助とするものである。

---

### ※技術力と品格と感性のある企業

技術力のある企業とは、当該工事を施工するうえで工事に必要な施工能力や実績等を有している企業として、評価項目の企業の技術力等、技術者の能力、技術提案等により評価する。

品格と感性のある企業とは、地域からの信頼があり、社会的責任を果たしている企業として、評価項目の地域精通度・貢献度、社会貢献度により評価する。

### 3 建設工事における総合評価方式の分類

建設工事における総合評価方式は、次に掲げる型式に分類する。ただし、型式の特徴に差異があることを示すために（１）～（３）の各型式を更に細分化した呼称により運用することを妨げるものではない。

#### （１）簡易型

発注者が示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行う能力を求める場合に適用する。

#### （２）標準型

発注者が示す標準的な仕様（標準案）に対し社会的要請の高い特定の課題について施工上の工夫等の技術提案を求めることにより、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する。

#### （３）高度技術提案型

社会的要請の高い特定の課題について、構造上の工夫や特殊な施工方法等を含む高度な技術提案を求めることにより、民間企業の優れた技術力を活用し、公共工事の品質をより高めることを期待する場合に適用する。

南伊勢町においては、原則として簡易型とする。

### 4 施工体制確認型総合評価方式の適用

南伊勢町における総合評価方式は、原則として施工体制確認型総合評価方式で行うこととする。

施工体制確認型総合評価方式の詳細については「南伊勢町施工体制確認審査マニュアル」を参照すること。

### 5 総合評価方式の対象

#### 5-1 対象工事

予定価格 1 億円以上の土木工事で指名審査会において総合評価方式によることが適当と認める案件を対象とする。

#### 5-2 対象の適用に関する補足

- （１）早期執行が特に必要な案件又は技術的工夫の余地が小さい案件など、指名審査会の長が認めたものは、総合評価方式の対象外とすることができる。
- （２）総合評価方式の対象は、「5-1 対象工事」によるものとするが、指名審査会の長が認めたものについては、これによらず実施することができる。

## 6 落札者決定基準

以下に総合評価を行うための落札者決定基準の標準を定める。

### 6-1 総合評価の方法

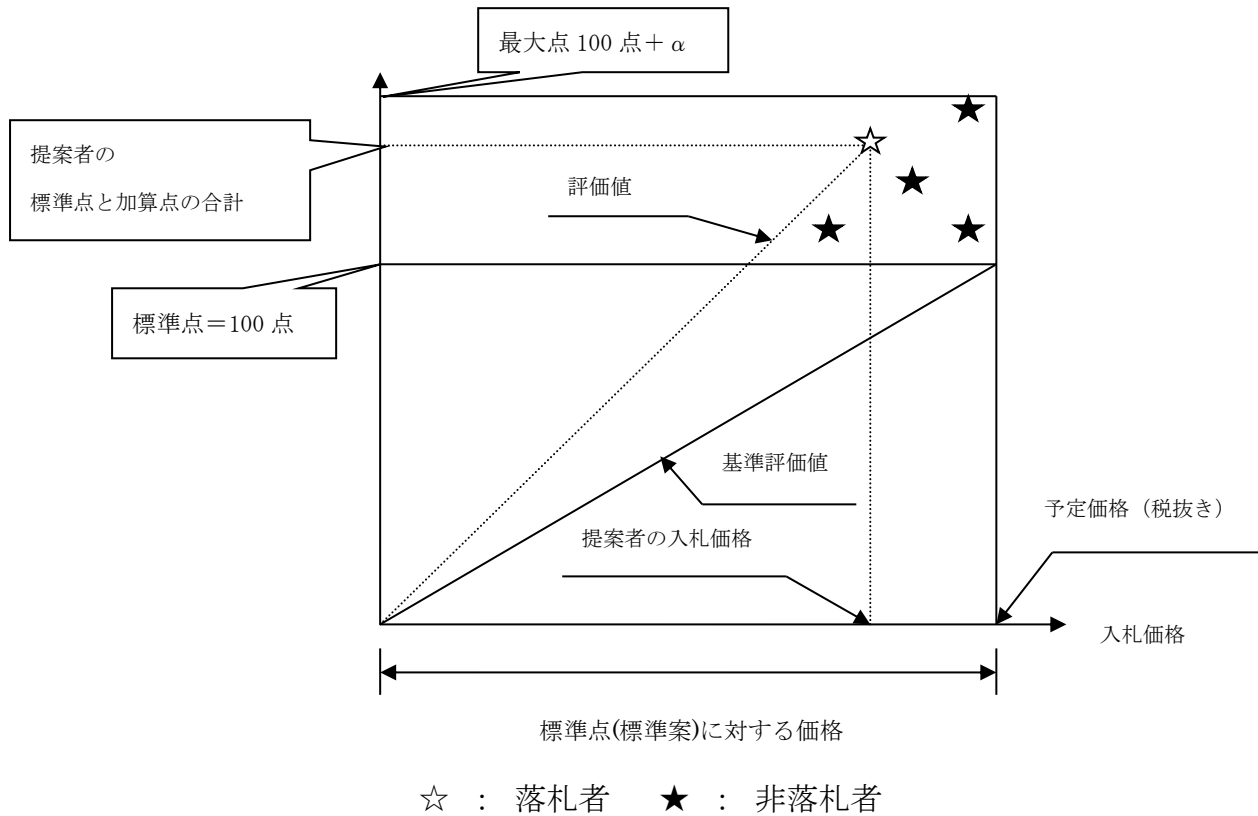
総合評価の方法については次のとおりとする。

- (1) 評価の対象とする要求要件について、それぞれの目的・内容に応じ評価項目・評価基準を設定する。
- (2) 各評価項目の評価に応じ採点する。
- (3) 価格及び性能等に係る総合評価は、以下の方式のいずれかとする。
  - ア 除算方式  
(2)の各評価項目の得点の合計に、入札参加資格の最低限の要求要件を満たす者に与える標準点を足した数値を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。
  - イ 加算方式  
(2)の各評価項目の得点の合計に、当該入札者の入札価格を点数化したものを合算して得た数値をもって行う。
- (4) 南伊勢町においては、『除算方式』を標準とする。

## 6-2 総合評価方式の仕組み（除算方式）

### (1) 評価値の算出方法

除算方式のイメージ図



$$\text{標準評価値} = \frac{\text{標準点 (100点)}}{\text{予定価格 (税抜き)}}$$

#### ア 施工体制確認型総合評価方式の場合

【入札価格が調査基準価格（税抜き）以上の場合】

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}}$$

【入札価格が調査基準価格（税抜き）未満の場合】

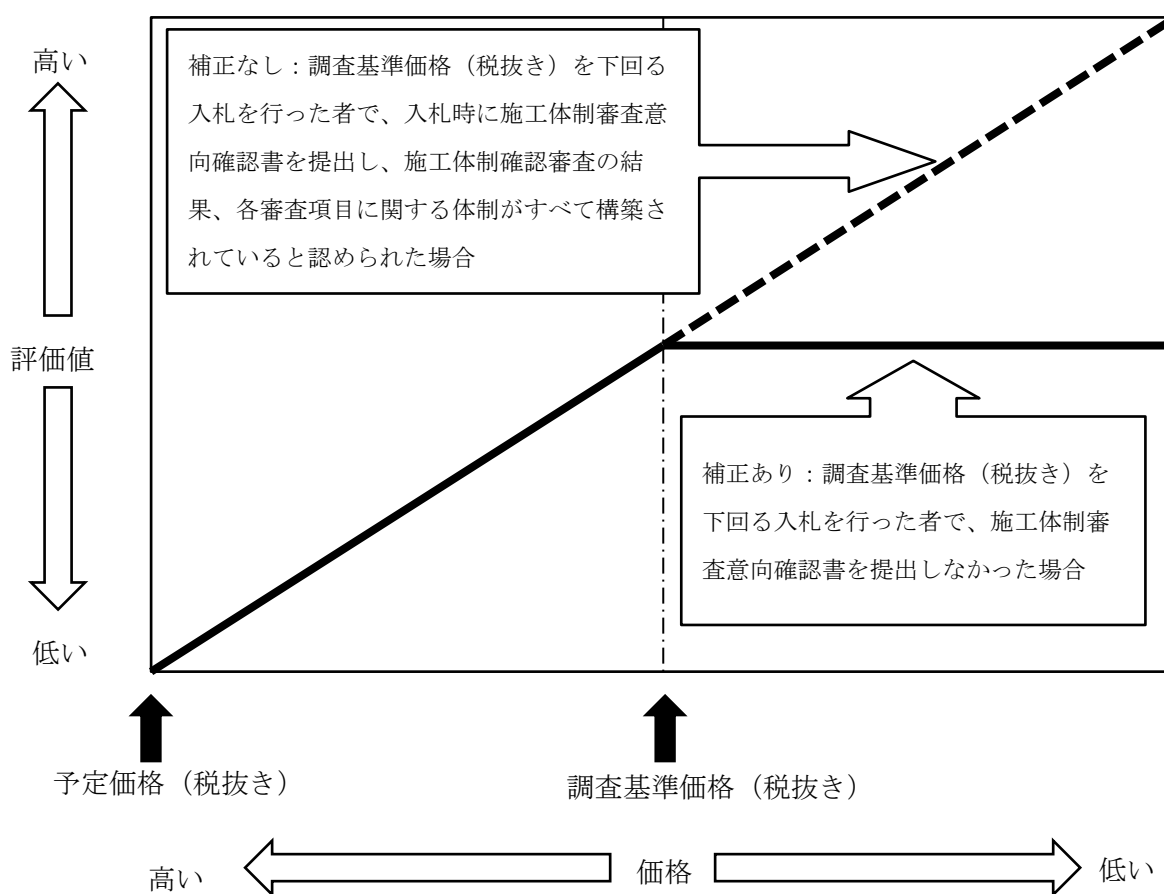
調査基準価格（税抜き）を下回る入札を行った者で、施工体制審査意向確認書を提出しなかった場合は、次式により評価値を補正する。

$$\text{評価値} = \frac{(\text{標準点} + \text{加算点})}{\text{入札価格}} \times (\text{補正}) \quad (\text{補正}) = \frac{\text{入札価格}}{\text{調査基準価格 (税抜き)}}$$

なお、入札時に施工体制審査意向確認書を提出した者で、施工体制確認審査の結果、各審査項目に関する体制がすべて構築されていると認められた場合、評価値は補正しない。

調査基準価格（税抜き）を下回る入札を行った者で、入札時に施工体制審査意向確認書を提出し、施工体制確認審査の結果、各審査項目に関する体制がすべて構築されていると認められなかった場合、失格とする。

評価値の補正のイメージ図



イ 入札価格、調査基準価格(税抜き)、予定価格(税抜き)は千万円単位とする。

ウ 評価値は小数第6位以下を切り捨て、小数第5位まで表示する。

## (2) 落札者の決定方法

以下の条件を満たす者であって、(1)の方法で算出した評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格(税抜き)の制限の範囲内であること。

イ 提案内容が発注者の設定する標準案を全て満たしていること。

ウ 評価値が最低限の要求要件である標準点を予定価格(税抜き)で除した数値を下回っていないこと。

※ 落札者となるべき評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

## (3) 標準点及び加算点

ア 標準点

すべての標準案の条件を満たしていれば、標準点(100点)を付与する。

イ 加算点

各評価項目の評価に応じ採点し、その点の合計を次式のとおり換算して加算点を算出する。

$$\text{加算点} = \text{得点の合計} \times \frac{\text{加算点満点}}{\text{換算前加算点満点}}$$

標準案と見なされる提案は加算しない。

加算点は小数第3位以下を切り捨て、小数第2位まで表示する。

ウ 換算前加算点満点

各評価項目の小項目における配点の満点を合計したもの。

エ 加算点満点

得点の合計を換算し、加算点を算出するための数値。

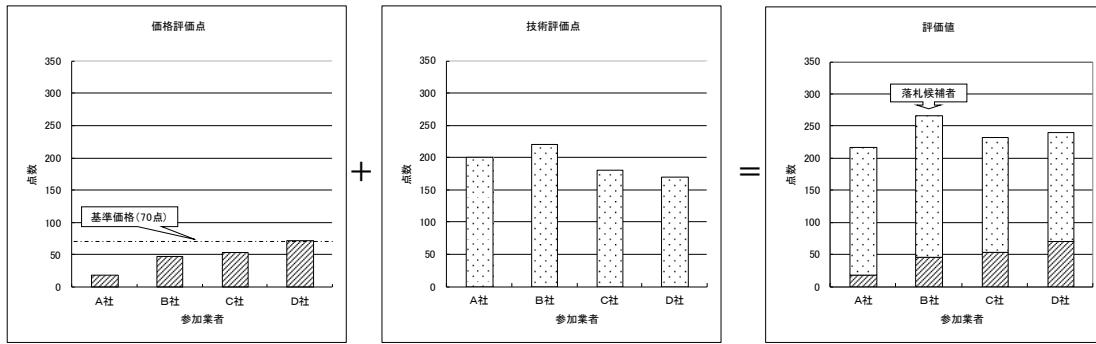
## 6-3 総合評価方式の仕組み(加算方式)

### (1) 評価値の算出方法

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$



総合評価方式（加算方式）概略図



ア 評価値は小数第6位以下を切り捨て、小数第5位まで表示する。

(2) 落札者の決定方法

以下の条件を満たす者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

ア 入札価格が予定価格（税抜き）の制限の範囲内であること。

イ 発注者によって示した最低限の要求要件を満たすこと。

※落札者となる評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

(3) 標準点、価格評価点、技術評価点

ア 標準点

標準点は70点とする。

イ 価格評価点

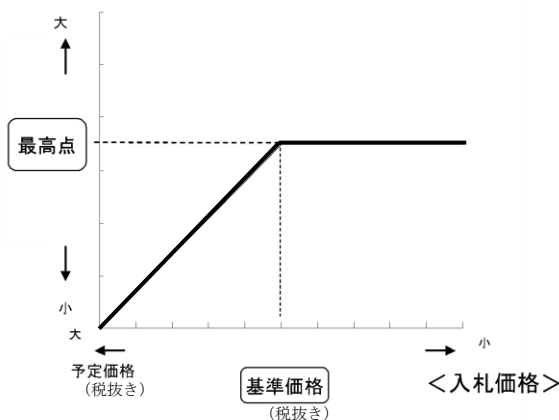
$$\text{価格評価点} = \text{標準点} \times (\text{予定価格(税抜き)} - \text{入札価格}) / (\text{予定価格(税抜き)} - \text{基準価格(税抜き)})$$

※ただし、入札価格が基準価格（税抜き）を下回る場合の評価点は、下図のとおり一律最高点で評価する

※価格は全て税抜きとする。

※価格評価点は小数第6位以下を切り捨て、小数第5位まで表示する。

<価格評価点>



ウ 技術評価点

各評価項目の評価に応じ得点を与え、その合計したものを技術評価点とする。

技術評価点は小数第1位以下を切り捨て、整数まで表示する。

#### 6-4 各評価項目に関する評価基準等

各評価項目の評価基準、評価方法について、基本事項を以下に定める。

##### (1) 地域精通度

評価項目	本店等所在地
評価基準	本店等所在地が南伊勢町内
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「本店及び建設業法上の主たる営業所」、「建設業許可を受けた支店・営業所」、「工場」等の所在地により評価する。ただし、本店等の所在地を変更した企業は、公告月前の36か月間に18か月以上連続した所在地がある場合はその所在地で評価し、ない場合は評価しない。</li> </ul>

##### (2) 地域貢献度

評価項目	公共施設美化活動実績
評価基準	公共施設美化活動実績の有無
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共施設美化実績の有無を評価する。</li> <li>・「公共施設美化活動」とは、南伊勢町内での美化ボランティア活動の実績の有無を評価する。</li> <li>・「町民表彰」とは当該活動における南伊勢町町民表彰受賞実績の有無を評価する。</li> </ul>

評価項目	災害協定の評価
評価基準	災害協定1又は2の実績の有無
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害協定1の実績」又は「災害協定2の実績」の有無を評価する。</li> <li>・「災害協定1」とは、発注工事に応じ、各協会と南伊勢町が締結した「地震・津波・風水害等の緊急時における運用協定」、「漁港・漁港海岸における災害時の応急対策業務に関する協定」、「森林災害復旧支援等森林を守る協定書」をいう。</li> <li>・「災害協定1の実績」は「災害協定1」を締結している場合を指す。</li> <li>・「災害協定2」とは、業者と南伊勢町が締結した上記の各協定をいう。</li> <li>・「災害協定2の実績」は、「災害協定2」を締結している場合を指す。</li> </ul>

評価項目	南伊勢町在住者の雇用
評価基準	上記の雇用人数
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南伊勢町在住者の雇用状況を人数により評価する。</li> <li>・「南伊勢町在住者」とは、公告日（指名通知日）以前から引き続き南伊勢町に在住している方に限る。</li> </ul>

評価項目	町内企業による施工
評価基準	当該工事の町内企業による施工（一工種）
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該工事について、一工種を町内企業による自社施工又は町内企業による一次下請負により施工する場合に評価する。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内企業とは、南伊勢町内に本店及び建設業法上の主たる営業所を有する企業を指す。</li> </ul>
--	--

### (3) 社会貢献度

評価項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 次世代育成支援活動実績</li> <li>② 男女共同参画活動実績</li> <li>③ 障がい者雇用実績</li> <li>④ 環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001、M-EMS)</li> <li>⑤ 人権に関する取組実績</li> </ul>
評価基準	①～⑤のうち該当する実績 (認証取得) の項目数
評価方法	<p>下記の実績 (認証取得) の該当項目数により評価する。</p> <p>〈①次世代育成支援活動実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・育児休業制度が就業規則等に規定されている場合に評価する。</li> </ul> <p>〈②男女共同参画活動実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定している場合に評価する。</li> </ul> <p>〈③障がい者雇用実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用の有無により評価する。</li> </ul> <p>〈④環境マネジメントシステムの認証 (ISO14001、M-EMS)〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO14001、M-EMS (ステップ2)、M-EMS (ステップ1) のいずれかの認証取得があれば評価する。</li> <li>・ISO14001 と M-EMS に複数の認証を受けている場合でも1項目の実績として評価する。</li> <li>・当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。</li> </ul> <p>〈⑤人権に関する取組実績〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「三重県が開催する人権に関する研修の受講実績のある場合」又は、「公正採用選考人権啓発推進員の選任をしている場合」に評価する。</li> </ul>

### (4) 企業の技術力等

評価項目	企業の工事实績
評価基準	評価対象工事の実績の有無
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・単独もしくは共同企業体構成員 (出資比率 20%以上に限る) の元請として受注した評価対象工事实績の有無により評価する。</li> </ul>

評価項目	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)
評価基準	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S) の有無
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ISO9000S の認証取得の有無により評価する。</li> <li>・当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。</li> </ul>

評価項目	労働安全衛生マネジメントシステムの認証
------	---------------------

評価基準	労働安全衛生マネジメントシステムの認証の有無
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働安全衛生マネジメントシステムガイドライン(建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインを含む)に沿った取り組みの有無により評価する。</li> <li>当該工事の入札に参加する者が認証を受けている場合に評価する。</li> </ul>

(5) 技術者の能力

評価項目	各団体が発行する CPD の取組実績
評価基準	評価期間に認定された CPD 単位を年度ごとに換算した単位数の合計
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者が建設系 CPD 協議会加盟団体(建築関係業種については建築 CPD 運営会議の加盟団体を含む)で証明、認定された CPD 単位の取得状況により評価する。</li> <li>取得単位の評価は加盟団体のうちいずれか1団体の証明書等に限る。</li> <li>証明発行団体以外の取得単位は、CPD 単位の相互承認を受け、証明書発行団体の証明に含めることも可能とする。</li> </ul>

(6) 技術提案等

評価項目	技術提案(実施する場合)
評価基準	「優れている」「概ね優れている」「良好である」「概ね良好である」「上記以外」の5段階評価
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事種別、工事内容に応じてテーマを設定し、発注者が示す提案項目について技術提案を求め評価する。</li> </ul>

評価項目	ヒアリング(実施する場合)
評価基準	「優れている」「概ね優れている」「良好である」「概ね良好である」「上記以外」の5段階評価
評価方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>配置予定技術者に対してヒアリングを行い、工事監理能力等について評価する。</li> </ul>

6-5 標準案

大項目		中項目	小項目	配点		
企業 の 能 力 等	地域精通度・貢献度	地域精通度	本店等所在地	3	32	55
		地域貢献度	公共施設美化活動実績	5		
			災害協定の評価	9		
			南伊勢町在住者の雇用	10		
			町内企業による施工	5		
	社会貢献度	社会貢献度	① 次世代育成支援活動実績 ② 男女共同参画活動実績 ③ 障がい者雇用実績 ④ 環境マネジメントシステムの認証 ⑤ 人権に関する取組実績	5	5	
	企業の技術力等	工事实績	企業の工事实績	10	18	
		品質マネジメント	品質マネジメントシステムの認証 (ISO9000S)	3		
		労働安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステムの 認証	5		
	技術者の能力	技術者の能力	配置予定技術者のCPD(継続学習制度)取組実績	各団体が発行するCPDの取組実績	5	
技術提案等	技術提案	特記課題	工事を行ううえでの留意点	40	40	40

## 6-6 評価項目などの設定に関する補足

評価項目などの設定は、「標準案」によるものとするが、指名審査会の長が認めたものは、これによらず実施することができる。

## 6-7 総合評価方式に係る提案の取扱

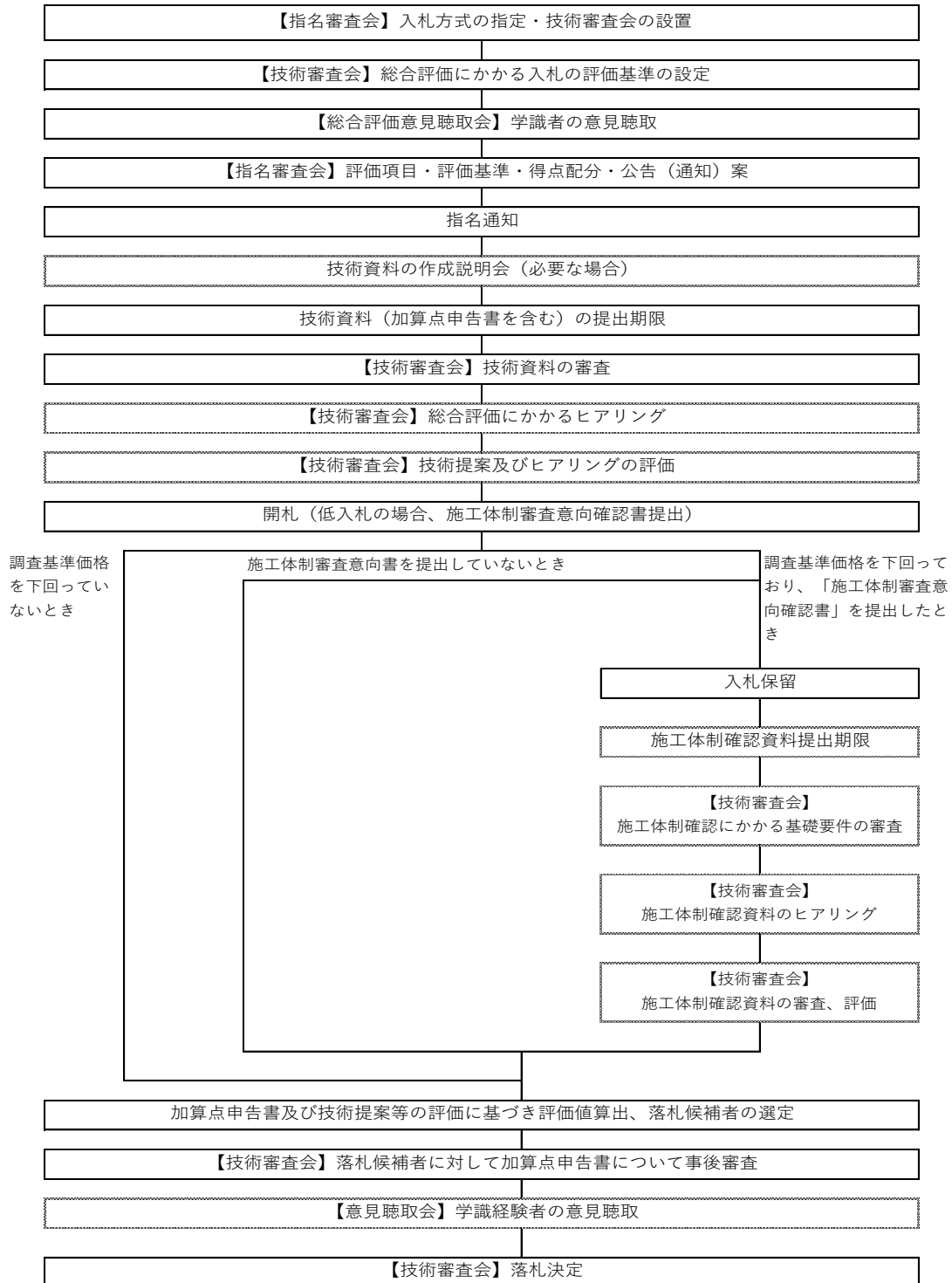
- ア 技術資料届出書、入札公告及び指名通知書で指定するすべての技術資料（様式）を提出していないときは、競争参加資格要件を満たさないため、入札に参加することはできない。
- イ 配置予定技術者を評価する場合、技術資料の指定する欄に配置予定技術者の氏名が記載されていないときは、競争参加資格要件を満たさないため、入札に参加することはできない。
- ウ 特記課題において対策を求める場合、提案が適正と認められた場合は、当該提案に基づき入札し、施工するものとする。また、提案が適正と認められない場合は、標準案に基づき入札し、施工するものとする。

## 7 実施手順

### 7-1 実施フロー

#### (1) 建設工事の実施フロー

施工体制確認型総合評価方式（簡易型）の入札手続きの流れ



施工体制の確認審査については、南伊勢町施工体制確認審査マニュアルにより実施します。

□ は、必要に応じ実施するものとします。

加算点申告書の事後審査により、落札候補者が変更となった場合は、変更後の落札候補者について、加算点申告書の事後審査を行います。

## 7-2 技術資料に関する審査方法

- (1) 総合評価方式は、事後審査型を標準とし、その旨を公告（通知）する。
- (2) 事後審査型は、以下のとおり審査を進める。
  - ア 入札参加者から、技術資料（確認資料を含む）が提出される。
  - イ 技術提案（ある場合）及びヒアリング（ある場合）の加算点と加算点申告書の加算点を足した合計加算点と入札価格から評価値を算出し、評価値が一番高い入札参加者を落札候補者とする。
  - ウ 落札候補者から提出された技術資料（確認資料を含む）に基づき、加算点申告書の内容を審査する。この際、確認資料の追加を求めることが出来る。
  - エ 審査の結果、加算点の修正が必要となった場合、これを修正し、評価値を再算定する。ただし、申告された加算点より上方への修正は行わない。
  - オ 評価値を再算定した結果、落札候補者が変わった場合は、改めて、その落札候補者について、加算点申告書の内容を審査する。
  - カ 以降、落札候補者が決定するまで、これを繰り返す。
  - キ 開札後に落札候補者となり、事後審査の結果、落札者とならなかった者にはその理由を付して書面により通知する。

## 7-3 提案に関する通知等

### ア 提案に関する採否の通知

当該工事が、技術提案で対策を求める総合評価方式の場合、技術提案の否採用は、ヒアリング時に該当する入札参加者へ伝えるものとする。また、ヒアリングがない場合は書面によりその旨理由を付して、該当する入札参加者へ通知する。

### イ 事後審査結果の通知

技術資料又は技術提案書の事後審査の結果、評価値の下方修正により落札者とならなかった者には書面により通知する。

## 8 総合評価における履行確保

### 8-1 履行確認

- (1) 履行を伴う評価項目及び施工体制確認資料に記載の内容については、落札者が履行する責任を有するため、以下を契約書に添付し、監督により履行確認を行う。

- ・ 技術資料における履行が伴う様式
- ・ 施工体制確認資料
- ・ 建設工事請負契約の特約事項（様式A～Eを含む）

※技術提案を求めない場合及び対策を求めない技術提案の場合においても、「町内企業による施工」を求めたときは、様式等を契約書に添付し、履行確認を行うこと。

- (2) 履行確認の方法は「建設工事請負契約の特約事項」に定める。



- (3) 受注者の責により履行されていないことを確認した場合は、再度の施工を行わせる。
- (4) 再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、受注者に対してペナルティを課すものとする。

## 8-2 ペナルティの設定

- (1) 4月1日～3月31日の1年間に完成した工事において不履行の確定がなされた企業は、その翌年度に入札の公告（指名通知）が行われる全ての施工体制確認型総合評価方式の評価において、企業の換算前加算点合計から発注工事の換算前加算点満点の1割を減点する。
- (2) 同じ完成年度に複数の工事で不履行があった場合は、不履行工事件数に応じて減点する。
- (3) 不履行工事が特定建設工事共同企業体の工事又は経常建設共同企業体の工事の場合は、それぞれの構成員に対して換算前加算点満点の1割を減点する。

## 9 入札公告又は指名通知に明示する事項

総合評価方式による入札を行う場合は、下記の事項を公告又は通知しなければならない。

- (1) 総合評価方式による入札であること  
(施工体制確認型の場合はその旨を明記する)
- (2) 総合評価方式の競争入札参加資格に関わる事項（一般競争入札の場合）
- (3) 総合評価方式の仕組み
- (4) 入札の評価に関する基準
- (5) 評価方法及び落札者の決定方法
- (6) 技術資料（技術提案書）作成説明会を実施すること（技術資料（技術提案書）作成説明会を開催する場合）
- (7) ヒアリングを実施すること（ヒアリングを実施する場合）
- (8) 施工体制確認審査に関わる事項（施工体制確認型の場合）
- (9) 技術提案の履行に関わる事項（履行確認を伴う提案を求める場合）
- (10) 技術提案の採否に関わる事項（技術提案の採否の通知を行う場合）
- (11) その他必要な事項

## 10 審査集計表の公表

発注機関は、総合評価方式における評価過程の透明性を向上させる取り組みとして、落札決定後、速やかに、審査集計表の写しを閲覧に供する方法（原則、南伊勢町ホームページ）により公表する。

※審査集計表とは、入札参加者における技術提案（ある場合）及びヒアリング（ある場合）の加算点（技術評価点）、加算点申告書（技術評価点申告書）の加算点（技術評価点）、評価値に技術資料の事後審査の結果を反映し、落札決定等を明示した表をいう。

## 11 評価結果の情報提供（建設工事）

発注機関は、落札決定後、入札参加者から「技術提案評価結果の情報提供申請書」により自社の「技術提案評価結果」の情報提供を求められたときは、情報提供する。

なお、他社の提案評価結果の情報提供を求められた（開示請求された）ときは、「南伊勢町情報公開条例（平成17年南伊勢町条例第10号）第9条第3号（法人情報）」により、非開示とする。

## 12 知的財産としての技術提案等の取扱い

発注者は、技術提案自体が提案者の知的財産であることに鑑み、提案内容に関する事項が他者に知られることのないようにすること。

また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない等、その取扱いに留意すること。

ただし、以後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、提案者に通知することなく町が発注する工事に無償で使用できるものとする。

なお、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りではない。

### 1 3 総合評価方式における試行

総合評価方式については、本ガイドラインによらず試行することができるものとする。ただし、その場合は入札公告又は指名通知書にその旨を記載することとする。

### 1 4 入札参加者の心得

入札参加者は、入札公告又は入札心得書の「入札における不正・不誠実な行為」に該当することが無いように、品格と誠実さをもって入札に参加しなければならない。

## 15 様式集

番号	関係要領等	様式名
様式1-1	南伊勢町総合評価技術審査会 設置要領第2条	施工体制確認審査の結果および 「入札失格」の決定について(報告)
様式1-2	南伊勢町総合評価技術審査会 設置要領第2条	施工体制確認審査報告書
様式2-1	南伊勢町総合評価技術審査会 設置要領第2条	施工体制確認審査の結果の決定 について(報告)
様式3	南伊勢町総合評価方式実施要 領第2条	施工体制審査意向確認書

南伊勢町指名審査会会長 あて

南伊勢町総合評価技術審査会会長

施工体制確認審査の結果および入札の失格の決定について（報告）

〇〇工事における下記の入札者に対して施工体制確認審査を実施した結果、別添の「施工体制確認審査に係る基礎要件確認結果」により、「適切な施工体制が十分確保され、確実に実現できると認められない」ことから、該当入札者の入札を失格とすることを報告します。

記

- 1 工事名                    〇〇年度 〇〇 第〇〇分〇〇号  
                             〇〇工事
- 2 路線等の名称           〇〇
- 3 工事場所                〇〇 地内
- 4 該当入札者             〇〇

様式 1 - 2

施工体制確認審査報告書

工 事 名		
路 線 等 の 名 称		
工 事 場 所		
工 事 概 要		
入 札 執 行 日		令和 年 月 日 ( )
低入札価格入札業者名		
入 札 価 格		円 ( 予定価格 円 ) ( 基準価格 円 )
審 査 項 目	一 入札金額の見積内訳 (施工体制様式2- 1, 2-2, 2-3, 2-4, 2-5)	
	二 下請業者との関係 (施工体制様式3- 1, 3-2)	
	三 安全対策の取り組み (施工体制様式4- 1, 4-2, 4-3, 4-4, 4-5)	
	四 配置予定技術者名簿 (施工体制様式6)	

審	五 手持ち資材の状況 (施工体制様式8)	
	六 資材購入先及び購 入先と入札者の関 係 (施工体制様式9)	
	七 手持ち機械の状況 (施工体制様式10- 1)	
査	七の2 機械リース元一覧 (施工体制様式 10-2)	
	八 労務者の確保計画 (施工体制様式 11)	
項	九 工種別労務者配置 計画 (施工体制様 式12)	
	十 建設副産物の搬出 地 (施工体制様式 14)	
目	十一 建設副産物の搬 出及び資材等の搬 入に関する運搬計 画書 (施工体制様 式15)	

審 査 項 目	十二 品質確保体制（品質管理のための人員体制）（施工体制様式16-1）	
	十三 品質確保体制（品質管理計画書）（施工体制様式16-2）	
	十四 品質確保体制（出来形管理計画書）（施工体制様式16-3）	
	十五 その他必要な事項	



令和 年 月 日

南伊勢町指名審査会会長 あて

南伊勢町総合評価技術審査会会長

施工体制確認審査の結果の決定について（報告）

〇〇工事について、下記の入札者の施工体制確認審査を実施した結果、「適切な施工体制が十分確保され、確実に実現できると認められる」ことを報告します。

記

- 1 工事名                    〇〇年度 〇〇 第〇〇分〇〇号  
                             〇〇工事
- 2 路線等の名称           〇〇
- 3 工事場所                〇〇 地内
- 4 該当入札者             〇〇

## 施 工 体 制 審 査 意 向 確 認 書

南伊勢町長 あて

住 所

会社名

代表者氏名

工 事 名 :

上記工事の申し込みに係る価格が、調査基準価格に満たないときには、南伊勢町施工体制確認審査マニュアルに基づき、施工体制確認審査を受けます。

問い合わせ先

担当者 :

部 署 :

電話番号 :

F A X

e-mail

### 注意事項

1. 施工体制確認のための資料を提出しない場合には、「施工体制審査意向確認書」を提出する必要はありません。